

農作物共済引受要綱

(昭和47年 1 月31日付け47農経B 第209号農林省農林経済局長通知)

改正	昭和50年 2 月22日50農経B 第 246号	改正	平成23年12月26日23経営 第2313号
〃	昭和52年 3 月 8 日52農経B 第 599号	〃	平成24年 7 月18日24経営 第1138号
〃	昭和53年 7 月 5 日53農経A 第 918号	〃	平成24年10月11日24経営 第1900号
〃	昭和55年 6 月 3 日55農経B 第1442号	〃	平成25年 5 月16日25経営 第 416号
〃	昭和61年 1 月30日61農経B 第 31号	〃	平成25年11月 6 日25経営 第2366号
〃	昭和62年 5 月29日62農経B 第1232号	〃	平成26年 4 月 1 日25経営 第3901号
〃	平成 3 年10月14日 3 農経B 第2681号	〃	平成26年 9 月16日26経営 第1424号
〃	平成 5 年 7 月30日 5 農経B 第1980号	〃	平成27年 4 月14日27経営 第 60号
〃	平成 8 年 5 月10日 8 農経B 第1262号	〃	平成27年10月 1 日27経営 第1596号
〃	平成10年 3 月31日10農経B 第 909号		
〃	平成10年 9 月24日10農経B 第2589号		
〃	平成11年 6 月22日11農経B 第1780号		
〃	平成12年 4 月 1 日12農経B 第1300号		
〃	平成12年 9 月 7 日12農経B 第2969号		
〃	平成13年 1 月 5 日12農経A 第1774号		
〃	平成14年 4 月25日14経営 第 345号		
〃	平成15年 6 月30日15経営 第1712号		
〃	平成16年 4 月 1 日15経営 第7414号		
〃	平成18年 9 月29日18経営 第3592号		
〃	平成18年11月 9 日18経営 第4458号		
〃	平成19年 1 月18日18経営 第5528号		
〃	平成19年 4 月 2 日18経営 第7919号		
〃	平成20年 5 月12日20経営 第 692号		
〃	平成20年12月 3 日20経営 第4876号		
〃	平成21年 4 月24日21経営 第 156号		
〃	平成21年10月 7 日21経営 第3466号		
〃	平成22年 5 月14日22経営 第 605号		
〃	平成23年 9 月 1 日23経営 第1663号		

目 次

第1章 通 則	1
第1節 目 的	1
第2節 共済目的の種類	1
第3節 共済事故等による種別	1
第4節 共済責任期間	3
第5節 引受けの単位等	3
第2章 基準収穫量	5
第1節 組合等が定める耕地ごとの基準収穫量	5
第2節 都道府県知事が定める単位当たり収穫量	7
第3章 品質方式及び災害収入共済方式の基準生産金額及び基準収穫量	1 1
第1節 品質方式及び災害収入共済方式の基準生産金額の算定	1 1
第2節 品質方式及び災害収入共済方式の基準収穫量の算定	1 2
第4章 引 受 け	1 5
第1節 組合等の引受け	1 5
第2節 連合会の引受け	2 1
第3節 都道府県知事が行う新規開田地等の例外引受けの指定	2 2
書類様式目録	2 3

農作物共済引受要綱

第1章 通 則

第1節 目 的

この要綱は、農業災害補償法（以下「法」という。）、農業災害補償法施行令（以下「施行令」という。）、農業災害補償法施行規則（以下「規則」という。）、農作物共済基準収穫量設定準則（以下「準則」という。）及び特定農作物共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則（以下「特定準則」という。）に基づく農作物共済の引受業務を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

第2節 共済目的の種類

農作物共済の共済目的の種類等（法第106条第1項第1号の農作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）は、水稻、陸稲、秋まきの小麦、秋まきの二条大麦、秋まきの六条大麦、秋まきの裸麦、秋まきのその他の麦（小麦、二条大麦、六条大麦及び裸麦以外の麦）、春まきの小麦、春まきの二条大麦及び春まきのその他の麦（小麦及び二条大麦以外の麦）である。この場合の水稻とは、田において栽培される稲をいい、陸稲とは、畑において栽培される稲をいう。したがって、水稻品種であっても畑において栽培される稲は陸稲であり、陸稲品種であっても田において栽培されるものは水稻である。ただし、畑地かんがいにより栽培されている水稻品種は、水稻とする。

第3節 共済事故等による種別

共済事故等による種別（法第107条第1項の農作物共済の共済事故等による種別をいう。以下同じ。）は、水稻につき病虫害を共済事故としない方式（以下「事故除外方式」という。）による農作物共済とその他の農作物共済との別、一筆単位引受け方式（以下「一筆方式」という。）による農作物共済、半相殺農家単位引受け方式（以下「半相殺方式」という。）による農作物共済、全相殺農家単位引受け方式（以下「全相殺方式」という。）による農作物共済及び農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少を共済事故として農作物を引き受ける方式（以下水稻については「品質方式」、麦については「災害収入共済方式」という。）による農作物共済の別並びに法第109条各項の農林水産大臣が定める割合（以下「支払開始損害割合」という。）及び法第150条の3の3の農

林水産大臣が定める割合（以下「補てん割合」という。）の別である。

なお、一つの組合等（法第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）においては、共済目的の種類ごとに次に掲げる農作物共済のうち1又は2以上のものが実施されることとなる。

1 水稲

- (1) 一筆方式（支払開始損害割合3割）による農作物共済
- (2) 一筆方式（支払開始損害割合4割）による農作物共済
- (3) 一筆方式（支払開始損害割合5割）による農作物共済
- (4) 一筆方式（支払開始損害割合3割）及び事故除外方式による農作物共済
- (5) 一筆方式（支払開始損害割合4割）及び事故除外方式による農作物共済
- (6) 一筆方式（支払開始損害割合5割）及び事故除外方式による農作物共済
- (7) 半相殺方式（支払開始損害割合2割）による農作物共済
- (8) 半相殺方式（支払開始損害割合3割）による農作物共済
- (9) 半相殺方式（支払開始損害割合4割）による農作物共済
- (10) 半相殺方式（支払開始損害割合2割）及び事故除外方式による農作物共済
- (11) 半相殺方式（支払開始損害割合3割）及び事故除外方式による農作物共済
- (12) 半相殺方式（支払開始損害割合4割）及び事故除外方式による農作物共済
- (13) 全相殺方式（支払開始損害割合1割）による農作物共済
- (14) 全相殺方式（支払開始損害割合2割）による農作物共済
- (15) 全相殺方式（支払開始損害割合3割）による農作物共済
- (16) 全相殺方式（支払開始損害割合1割）及び事故除外方式による農作物共済
- (17) 全相殺方式（支払開始損害割合2割）及び事故除外方式による農作物共済
- (18) 全相殺方式（支払開始損害割合3割）及び事故除外方式による農作物共済
- (19) 品質方式（補てん割合9割）による農作物共済
- (20) 品質方式（補てん割合8割）による農作物共済
- (21) 品質方式（補てん割合7割）による農作物共済

2 陸稲

- (1) 一筆方式（支払開始損害割合3割）による農作物共済
- (2) 一筆方式（支払開始損害割合4割）による農作物共済
- (3) 一筆方式（支払開始損害割合5割）による農作物共済

3 麦

- (1) 一筆方式（支払開始損害割合3割）による農作物共済
- (2) 一筆方式（支払開始損害割合4割）による農作物共済
- (3) 一筆方式（支払開始損害割合5割）による農作物共済

- (4) 半相殺方式（支払開始損害割合 2 割）による農作物共済
- (5) 半相殺方式（支払開始損害割合 3 割）による農作物共済
- (6) 半相殺方式（支払開始損害割合 4 割）による農作物共済
- (7) 全相殺方式（支払開始損害割合 1 割）による農作物共済
- (8) 全相殺方式（支払開始損害割合 2 割）による農作物共済
- (9) 全相殺方式（支払開始損害割合 3 割）による農作物共済
- (10) 災害収入共済方式（補てん割合 9 割）による農作物共済
- (11) 災害収入共済方式（補てん割合 8 割）による農作物共済
- (12) 災害収入共済方式（補てん割合 7 割）による農作物共済

第 4 節 共済責任期間

1 共済責任期間の始期

共済責任期間の始期は、水稻については本田移植期（直はんをする場合にあっては、発芽期）、陸稲及び麦については発芽期（移植をする場合にあっては、移植期）である。この場合の移植とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得る移植期間をいい、発芽期とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得るは種期間においては種されたものが通常発芽する時期をいう。

2 共済責任期間の終期

水稻、陸稲又は麦の収穫をする時である。この場合の収穫とは、収穫の適期に刈り取り、ほ場よりはん出することである。ただし、ほ場乾燥中の共済目的については、通常の乾燥期間に限り、共済責任期間内にあるものとする。

第 5 節 引受けの単位等

- 1 引受けは、一筆方式による引受けを行う場合にあっては、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農道、けい畔、水路等をもって判然と区画された耕地（筆）ごとに行い、水稻又は麦につき半相殺方式による引受けを行う場合又は全相殺方式による引受けを行う場合、水稻につき品質方式、麦につき災害収入共済方式による引受けを行う場合にあっては、農作物共済の共済目的の種類等ごと組合員等（法第 12 条第 1 項の組合員等をいう。以下同じ。）ごとに行う。
- 2 引受けの面積は、一筆方式による引受けを行う場合にあっては、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び耕地ごとの耕作面積によることとし、水稻又は麦につき半相殺方式による引受けを行う場

合又は全相殺方式による引受けを行う場合、水稻につき品質方式、麦につき災害収入共済方式による引受けを行う場合にあつては、農作物共済の共済目的の種類等ごとと組合員等ごとにその者が当該農作物共済の共済目的の種類等に係る耕作を行う耕地ごとの面積を合計して得た面積とする。うね落とし栽培、間作、混作等の行われている耕地については、当該農作物共済の共済目的の種類等に係る実利用面積を見積ってその面積とする。

引受面積の計量単位はアールとするが、耕地ごとの面積に0.1アール未満の端数があるときは、四捨五入の方法により端数を整理する。

- 3 引受けの収量は、一筆方式による引受けを行う場合にあつては、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び耕地ごとの基準収穫量の7割、6割又は5割のうち共済規程等（法第86条第1項の共済規程等をいう。以下同じ。）の定めるところにより組合員等が選択した割合に相当する収量とし、水稻又は麦につき半相殺方式による引受けを行う場合にあつては、農作物共済の共済目的の種類等ごとと組合員等ごとにその者が当該農作物共済の共済目的の種類等に係る耕作を行う耕地ごとの基準収穫量の合計の8割、7割又は6割のうち共済規程等の定めるところにより組合員等が選択した割合に相当する収量とし、また、全相殺方式による引受けを行う場合にあつては、農作物共済の共済目的の種類等ごとと組合員等ごとにその者が当該農作物共済の共済目的の種類等に係る耕作を行う耕地ごとの基準収穫量の合計の9割、8割又は7割のうち共済規程等の定めるところにより組合員等が選択した割合に相当する収量とする。

なお、組合員等が選択の申し出をしなかったときは、当該組合員等に適用する共済事故等による種別として共済規程等に定める共済事故等による種別の支払開始損害割合に対応する割合に相当する収量とする。

引受収量の計量単位は、キログラムとするが、収量の算定上1キログラム未満の端数を生じたときは、四捨五入の方法により端数を整理する。

第2章 基準収穫量

第1節 組合等が定める耕地ごとの基準収穫量

第1 組合等が定める耕地ごとの基準単収

1 前年産の基準単収等を基礎として定める耕地ごとの基準単収

組合等が準則第2項の規定により、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び耕地ごとに定める単位当たり基準収穫量（10アール当たり基準収穫量をいう。以下「基準単収」という。）は、引受けの対象となった全耕地について、次の方法により定めるものとする。

- （1）水稻については、「水稻収量等級」による耕地ごとの単位当たり収穫量及び前年産の耕地ごとの基準単収のうちいずれか一つを基礎とし、かつ、当該耕地の耕種条件、肥培管理、過去の被害実績等を参酌して定めるものとする。
- （2）陸稲及び麦については、前年産の耕地ごとの基準単収、組合員等に耕地ごとの最近数年間における平均的な単位当たり収穫量を共済細目書に記載して申告させた場合におけるその単位当たり収穫量及び「地力等級」による耕地ごとの単位当たり収穫量のうちいずれか一つを基礎とし、かつ、当該耕地の耕種条件、肥培管理、過去の被害実績等を参酌して定めるものとする。
- （3）（1）及び（2）において組合等が基礎とするものがない耕地については、当該耕地の実態等を調査検討し、当該耕地の単位当たり収穫量を推定して定めるものとする。
- （4）各基準単収の当該耕地の耕作面積を重みとする当該組合等についての算術平均値は、都道府県知事から通知される当該組合等のその年の単位当たり収穫量に、水稻にあつては、100分の95及び100分の105、陸稲及び麦にあつては100分の90及び100分の110の割合を乗じて得た数量の範囲内の数量でなければならない。

なお、組合等の一部について2の方法により基準単収を定めた場合における当該組合等についての算術平均値の算定に当たっては、当該基準単収に代えて、（2）に準じて定めた当該耕地ごとの基準単収に相当する数値を用いるものとする。

- （5）組合等は、耕地ごとの基準単収を定めるに当たって必要があると認めるときは、あらかじめ損害評価会の意見を聞くものとする。

2 施設計量結果等を基礎として定める耕地ごとの基準単収

組合等が準則第3項の規定により、耕地ごとに定める基準単収は、引受けの対象となった全ての耕地について、次の方法により定めるものとする。

- （1）法第106条第1項第3号の規定に基づき全相殺方式により引受けを行う組合員等について乾燥調製施設における施設計量の結果（農作物共済損害評価要綱（昭和47年3月23日付け

47農経B第466号)第2章第3節第1の5の調査に準じて把握した数量(以下「施設計量結果」という。))(麦にあつては、施設計量結果又は組合員等が売り渡した数量のうち農産物検査法(昭和26年法律第144号)第11条第1項に基づく農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号)の検査規格に該当するもの及び規格外に格付されたもののうち国内麦流通円滑化特別対策事業に基づき全国集荷団体が農林水産省生産局長の承認を得て定めた自主仕分基準による仕分区分Aに該当するもの(以下「売渡数量」という。))により組合員等ごとの収穫量を把握し、その施設計量結果又は売渡数量を基礎に算定した組合員等ごとの単位当たり収穫量を耕地ごとの基準単収とする。この場合、組合員等ごとの単位当たり収穫量は、全相殺方式により引受けを行う組合員等について、最近5か年間の施設計量結果又は売渡数量のいずれかを当該年産ごとの引受面積で除して得られる各年産ごとの単位当たり収穫量の5か年中中庸3か年又は最近3か年のいずれかを選択し(すべての組合員等について、同一のものを選択すること。)、単純算術平均して算出するものとする。

なお、基準単収を耕地ごとに一律に定めることが適当でないと認められる場合は、当該耕地の耕種条件、肥培管理、過去の被害実績等を参酌して定めるものとする。この場合、各基準単収の当該耕地の耕作面積を重みとする算術平均値は当該組合員等ごとの単位当たり収穫量に一致しなければならない。

また、算定した組合員等ごとの単位当たり収穫量が、前年産に係る組合員等ごとの単位当たり収穫量と比較して大きく変動する等当該年産の耕地ごとの基準単収とするには適当でないと認められる場合は、都道府県知事の指示する方法により平年の状況を勘案して耕地ごとの基準単収を定めるものとする。この場合、都道府県知事は、当該方法を農林水産省経営局長(以下「経営局長」という。)に報告する。

(2) (1)において各年産ごと及び組合員等ごとの単位当たり収穫量が3年以上得られない場合において、1年以上得られるときは、欠ける年産について、都道府県知事の指示する方法により推定された数値を用いて算定するものとする。この場合、都道府県知事は、当該方法を経営局長に報告する。

(3) 組合等は、各基準単収の当該耕地の耕作面積を重みとする当該地域の算術平均値、算定に用いた年産ごとの当該地域に係る施設計量結果又は売渡数量、当該年産の当該地域に係る麦の作付面積の合計並びに(1)の定めにより平年の状況を勘案して決定した場合はその基準及び方法を記載した一覧表(以下「基準単収検討表」という。)を作成して都道府県知事に報告しなければならない。

(4) 組合等は、基準単収を定めるに当たって必要があると認めるときは、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

第2 組合等が定める耕地ごとの基準収穫量

組合等は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び耕地ごとに、第1により定められた基準単収に引受けの面積を乗じて、耕地ごとの基準収穫量を定めるものとする。

第2節 都道府県知事が定める単位当たり収穫量

第1 都道府県知事が定める組合等ごとの単位当たり収穫量

前節第1の1の(4)の都道府県知事から通知される当該組合等のその年の単位当たり収穫量は、都道府県知事が、毎年、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合等ごとに次の1の方法により定め、組合等に通知する。

なお、1の方法により定めることができない場合は、2の方法により定める。

1 市町村ごとの平均単位当たり収穫量を基に定める方法

(1) 市町村ごとの平均単位当たり収穫量

ア 市町村ごとの平均単位当たり収穫量は、県（都、道、府）下全市町村について、市町村ごとの農林水産統計資料による最近5か年間の各年産ごとの単位当たり収穫量の5か年中中庸3か年又は最近3か年のいずれかを選択し（すべての市町村について、同一のものを選択すること。）、単純算術平均して算出する。

イ アにより算出された市町村ごとの平均単位当たり収穫量が当該市町村の区域内の耕地の地力その他の土地条件等に照らし適当でないとき認められるときは、アの規定にかかわらず、関係機関の意見を聴いて当該市町村に係る平均単位当たり収穫量を修正することができる。

(2) 特別な組合等の単位当たり収穫量等

ア 組合等の区域（法第107条第1項の組合等の区域をいう。以下同じ。）が一の市町村の区域と一致していない組合等については、その区域が2以上の市町村の区域と一致している組合等（以下この号並びに（3）及び（4）において「広域組合等」という。）にあっては、当該広域組合等に係る市町村ごとの農林水産統計資料の耕作面積を重みとし、当該市町村ごとの（1）により算出された平均単位当たり収穫量を算術平均して、当該広域組合等の単位当たり収穫量の概算値を算出し、その他の組合等にあっては、関係機関の意見を聴いて当該組合等に係る市町村の農林水産統計資料から当該組合等の単位当たり収穫量の概算値及び耕作面積を推定する。

イ 市町村の区域の一部が組合等の区域に属さないその一部の地域（以下（3）において単に「地域」という。）についても、アのその他の組合等についての場合と同様な方法によりその区域の単位当たり収穫量の概算値及び耕作面積を推定する。

(3) 都道府県の平均単位当たり収穫量

都道府県知事は、市町村（その区域が一の組合等の区域と一致している市町村に限る。以下この項において単に「市町村」という。）ごとの農林水産統計資料の耕作面積、（２）のアの組合等ごとの耕作面積（広域組合等にあつては当該広域組合等に係る市町村ごとの農林水産統計資料の耕作面積を合計して得た面積を、その他の組合等にあつては（２）のアにより推定された耕作面積をいう。）及び地域ごとの（２）のイにより推定された耕作面積を重みとし、市町村ごとの（１）により算出された平均単位当たり収穫量、（２）のアの組合等ごとの単位当たり収穫量の概算値（広域組合等にあつては（２）のアにより算出された当該広域組合等に係る単位当たり収穫量の概算値を、その他の組合等にあつては（２）のアにより推定された単位当たり収穫量の概算値をいう。）及び地域ごとの（２）のイにより推定された単位当たり収穫量の概算値を算術平均して当該都道府県の平均単位当たり収穫量を算出する。

（４）組合等ごとの単位当たり収穫量の決定

（３）により算出された都道府県の平均単位当たり収穫量に対する毎年経営局長が定めた当該都道府県に係るその年の単位当たり収穫量の比率を求め、

ア 組合等の区域が一の市町村の区域と一致している組合等については、その比率を（１）により算出した当該組合等に係る市町村ごとの平均単位当たり収穫量に乗じて得られた数量を当該組合等の単位当たり収穫量として決定する。

イ 組合等の区域が一の市町村と一致していない組合等については、その比率を、広域組合等にあつては（２）のアの方法により算出された単位当たり収穫量の概算値に、その他の組合等にあつては（２）のアの方法により推定された組合等の単位当たり収穫量の概算値に乗じて得られた数量を当該組合等の単位当たり収穫量として決定する。

ただし、当該比率を用いては、近年の単位当たり収穫量の状況を反映させることができないと認める場合は、関係機関の意見を聴いて、当該比率と１の間において、組合等の単位当たり収穫量の決定に用いる比率を定めることができる。この場合、都道府県知事は、理由を経営局長に報告する。

２ 組合等ごとの平均単位当たり収穫量を基に定める方法

（１） 組合等ごとの平均単位当たり収穫量

ア 組合等ごとの平均単位当たり収穫量は、県（都、道、府）下全組合等について、関係機関が作成した農作物に関する組合等ごとの資料（以下「農作物に関する資料」という。）による最近５か年間の各年産ごとの単位当たり収穫量の５か年中中庸３か年又は最近３か年のいずれかを選択し（すべての組合等について、同一のものを選択すること。）、単純算術平均して算出する。

イ アの組合等ごとの平均単位当たり収穫量が、当該組合等の区域内の耕地の地力その他の土地条件等に照らし適当でないと認められるときは、アの規定にかかわらず、関係機関の意見

を聴いて当該組合等に係る基準又は算出方法を改めることができる。

(2) 都道府県の平均単位当たり収穫量

都道府県知事は、農作物に関する資料の栽培面積を重みとし、(1)の組合等ごとの平均単位当たり収穫量を算術平均して当該都道府県の平均単位当たり収穫量を算出する。

(3) 組合等ごとの単位当たり収穫量の決定

(2)により算出された都道府県の平均単位当たり収穫量に対する毎年経営局長が定めた当該都道府県に係るその年の単位当たり収穫量の比率を求め、その比率を(1)の組合等ごとの平均単位当たり収穫量に乗じて得られた数量を組合等ごとの単位当たり収穫量として決定する。

ただし、当該比率を用いては、近年の単位当たり収穫量の状況を反映させることができないと認める場合は、関係機関の意見を聴いて、当該比率と1の間において、組合等ごとの単位当たり収穫量の決定に用いる比率を定めることができる。この場合、都道府県知事は、理由を経営局長に報告する。

3 1及び2において用いる農林水産統計資料又は農作物に関する資料は、単位当たり収穫量の算出については、前年度までのもの、耕作面積については前年度のものを用いるが、算出するときまでにそれらが得られない場合には、前者については前々年度までのもの、後者については前々年度のものを用いる。

4 単位当たり収穫量の設定に当たっての指導又は助言等

都道府県知事は、組合等の単位当たり収穫量を定めるに当たり必要があるときは、地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター又は沖縄総合事務局農林水産部の助言等を求める。

第2 単位当たり収穫量の据置き

都道府県知事は、第1により組合等ごとの単位当たり収穫量を定めることを原則とするが、経営局長が定めた当該都道府県に係るその年の単位当たり収穫量が前年のものと同一であり、かつ、その年の組合等の単位当たり収穫量を定める場合に基礎とすべき第1の1の市町村ごとの平均単位当たり収穫量又は第1の2の組合等ごとの平均単位当たり収穫量が、前年の組合等の単位当たり収穫量を定める場合に基礎とした第1の1の(1)の市町村ごとの平均単位当たり収穫量又は第1の2の(1)の組合等ごとの平均単位当たり収穫量とほとんど差がない場合は、前年の組合等の単位当たり収穫量と同一の数量をその年の組合等の単位当たり収穫量として定めることができる。ただし、この措置は、第1の1の(3)の都道府県の平均単位当たり収穫量を算出した場合の基礎的な条件(例えば、市町村ごとの平均単位当たり収穫量等)にそれほどの変化がないことを前提としているのであるから、それらの基礎的な条件のいずれかに著しい変化があった場合には、第1に従って計算し、組合等ごとの単位当たり収穫量を新たに定める。

第3 経営局長への報告

都道府県知事は、第1又は第2により組合等ごとの単位当たり収穫量を決定し、通知したときは、遅滞なく、その組合等ごとの単位当たり収穫量及びその算出方法の一覧表を作成して経営局長に報告する。なお、第1の1の(1)のイ又は第1の2の(1)のイにより市町村又は組合等ごとの平均単位当たり収穫量を算出して単位当たり収穫量を定めた組合等については、その理由を、また第2により組合等ごとの単位当たり収穫量を定めた場合には、その旨を、併せて報告する。

第4 組合等の定める基準収穫量の決定結果の審査及び確認

都道府県知事は、第1節の定めるところにより、組合等が共済目的の種類等ごと及び耕地ごとに決定した基準単収の結果の適否につき、組合等が提出した当該共済目的の種類に係る引受通知書の副本及び基準単収検討表による書面審査又は常例検査を行って、確認する。

第3章 品質方式及び災害収入共済方式の基準生産金額及び基準収穫量

第1節 品質方式及び災害収入共済方式の基準生産金額の算定

組合等が特定準則第1項の規定により、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに定める基準生産金額は、当該農作物共済の共済目的の種類等に係る出荷資料、実測資料等により、出荷資料においては農業協同組合等の協力を得て、次の方法により定めるものとする。

第1 組合等は、品質方式及び災害収入共済方式により引受けを行う組合員等の出荷資料、実測資料等から、原則として最近5か年間の各年産ごと、組合員等ごと及び産地別銘柄ごとの出荷数量（当該組合員等が農業協同組合等へ出荷した数量をいう。以下同じ。）又は実測数量（実測の方法により確認した数量をいう。以下同じ。）を当該年産ごと、組合員等ごと及び産地別銘柄ごとの引受面積で除して得られる年産ごと、組合員等ごと及び産地別銘柄ごとの単位当たり収穫量の5か年中中庸3か年又は最近3か年のいずれかを選択し（すべての組合員等について、同一のものを選択すること。）、単純算術平均して組合員等ごと及び産地別銘柄ごとの平均単位当たり収量を算出するものとする。

第2 第1の組合員等ごと及び産地別銘柄ごとの平均単位当たり収量の算出に当たって、産地別銘柄ごとの出荷数量又は実測数量が、価格の差によりさらに細分化される場合は、その細分化された区分ごとにそれぞれ算出するものとする。

第3 第1で算出された平均単位当たり収量に産地別銘柄ごとのキログラム当たり生産金額を乗じて当該組合員等ごと産地別銘柄ごとの単位当たり基準生産金額を算出する。ただし、第2により細分化された場合はその細分化された区分ごとにキログラム当たり生産金額を乗じたものを合計して算出するものとする。

また、算出した組合員等ごと産地別銘柄ごとの単位当たり基準生産金額が、前年産に係る組合員等ごと産地別銘柄ごとの単位当たり基準生産金額と比較して大きく変動する等当該年産の組合員等ごと産地別銘柄ごとの単位当たり基準生産金額とするには適当でないと認められる場合は、都道府県知事の指示する方法により平年の状況等を勘案して組合員等ごと産地別銘柄ごとの単位当たり基準生産金額を定めるものとする。この場合、都道府県知事は、当該方法を経営局長に報告する。

第4 第3の産地別銘柄ごとのキログラム当たり生産金額は、次により算出する。ただし、第2により細分化された場合はその細分化された区分ごとに算出する。

- 1 水稻については経営局長が別に定める価格とする。
- 2 麦のうち、農業協同組合等の麦を販売する者と、製粉業者等の麦を購入する者との間の契約に

より定める麦の価格（当該価格に係る消費税及び包装代を除く。以下「契約価格」という。）が、は種前に入札又は相対の方法により決定されるものについては、次式により算出した価格（以下「は種前契約価格」という。）とする。

は種前契約価格＝契約価格－販売手数料相当額

（注）販売手数料相当額とは、麦を出荷する組員等が、手数料として農業協同組合等に対して負担する、販売委託費、運搬費、保管費、農産物検査費等の費用（当該費用に係る消費税を除く。以下「販売手数料」という。）の最近5か年中中庸3か年又は最近3か年の単純算術平均のいずれかの方法（組合等ごとに同一の方法とすること。）により算出した金額とする。

なお、組員等が、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）IVの第1の1の（2）の①に規定する麦について、実施要綱IVの第1の1の（2）の畑作物の直接支払交付金（以下「交付金」という。）の交付を申請し、かつ、その交付を受ける者（共済事故によって生じた損害その他の組員等の責めに帰することができない事由により当該交付金の交付を受けることができない者を含む。以下「交付農業者」という。）である場合には、当該麦のは種前契約価格に当該麦に係る実施要綱IVの第1の1の（2）の②のウの（ア）及び（イ）の交付単価に相当する金額を加えたもの。

3 1及び2以外のものについては、出荷資料、実測資料等の価格（当該価格に係る消費税、包装代及び販売手数料を除く。）の最近5か年中中庸3か年又は最近3か年の単純算術平均のいずれかの方法（組合等ごとに同一の方法とすること。）により算出したキログラム当たり価格。

第5 第3で算出された組員等ごと産地別銘柄ごとの単位当たり基準生産金額に組員等ごと産地別銘柄ごとの引受面積を乗じ、組員等ごとに集計し基準生産金額とする。

第6 第1において各年産ごと、組員等ごと及び産地別銘柄ごとの単位当たり収穫量が3か年以上得られない場合において、1か年以上得られるときは、第2章第1節第1の2の（2）に準じて行うこととする。

第7 組合等は、基準生産金額及び第2節の基準収穫量を定めるに当たって必要があると認めるときは、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

第2節 品質方式及び災害収入共済方式の基準収穫量の算定

組合等が特定準則第2項の規定により、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに定める基準収穫量は、当該農作物共済の共済目的の種類等に係る出荷資料、実測資料等により、出荷資料においては農業協同組合等の協力を得て、次の方法により定めるものとする。

第1 組合等は、第1節第1により算出した平均単位当たり収量に、原則として、次の方法により算出される組合員等ごと及び産地別銘柄ごとの品質指数を乗じて組合員等ごと産地別銘柄ごとの単位当たり基準収穫量を算出し、それに組合員等ごと産地別銘柄ごとの引受面積を乗じて得た数量を組合員等ごとに集計して基準収穫量を算出する。

また、第1節第3の後段により、組合員等ごと産地別銘柄ごとの単位当たり基準生産金額を、都道府県知事の指示する基準及び方法により平年の状況等を勘案して定めた場合は、基準収穫量についても、同様に勘案して定めることとする。

1 品質方式

$$\text{品質指数} = \frac{\text{第1節第3の産地別銘柄ごとのキログラム当たり生産金額}}{\text{法第106条第2項の規定に従い農林水産大臣が定めた金額のうち、第1位の金額}}$$

2 災害収入共済方式

(1) 組合員等が、交付農業者である場合（次式及び（2）の式において、「一般の麦」は、パン又は中華麺の用に供することを目的とする小麦、ビールの用に供することを目的とする二条大麦及び種子の用に供することを目的とする麦以外の麦を、「パン・中華麺用麦」は、パン又は中華麺の用に供することを目的とする小麦を、「ビール用麦」は、ビールの用に供することを目的とする二条大麦を、「種子用麦」は、種子の用に供することを目的とする麦をいう。）

$$\text{品質指数} = \frac{\text{第1節第3の産地別銘柄ごとのキログラム当たり生産金額}}{\text{都道府県ごと及び農作物共済の共済目的の種類等ごとに、法第106条第2項の規定に従い農林水産大臣が定めた金額（交付農業者が生産するものに係るものに限る。）のうち第1位の金額を、当該都道府県の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る一般の麦、パン・中華麺用麦、ビール用麦又は種子用麦の生産数量割合（最近5か年中中庸3か年又は最近3か年のいずれかを選択し（全ての組合員等について、同一のものを選択すること。））、単純算術平均して算出する。）を重みとして算術平均した金額}}$$

(2) 組合員等が交付農業者以外の者である場合

$$\text{品質指数} = \frac{\text{第1節第3の産地別銘柄ごとのキログラム当たり生産金額}}{\text{都道府県ごと及び農作物共済の共済目的の種類等ごとに、法第106条第2項の規定に従い農林水産大臣が定めた金額（交付農業者以外の者が生産するものに係るものに限る。）のうち第1位の金額を、当該都道府県の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る一般の麦、パン・中華麺用麦、ビール用麦又は種子用麦の生産数量割合（最近5か年中中庸3か年又は最近3か年のいずれかを選択し（全ての組合員等について、同一のものを選択すること。））、単純算術平均して算出する。）を重みとして算術平均した金額}}$$

合（最近 5 か年中中庸 3 か年又は最近 3 か年いずれかを選択し（全ての組合員等について、同一のものを選択すること。）、単純算術平均して算出する。）を重みとして算術平均した金額

第 2 平均単位当たり収量が第 1 節第 2 により細分化されて算出された場合は、品質指数についても、その細分化された単位ごとにそれぞれ算出するものとする。

第4章 引 受 け

第1節 組合等の引受け

第1 共済細目書等

- 1 組合等は、共済規程等に定める農作物共済の共済細目書提出の期日までに、毎年組合員等に共済目的を明らかにすべき事項を記載した共済細目書異動申告票（様式第1号その1、同その3、同その5又は同その7）を提出させなければならない。当該共済細目書異動申告票の提出があった場合は、当該共済目的に係る共済細目書の提出があったものとして取り扱うものとする。

また、共済細目書異動申告票は複写様式等とし、1部を組合員等の保管に供するものとする。

なお、組合等は、水稻生産実施計画書（需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「米生産推進要領」という。）別紙7の第2の1の水稻生産実施計画書をいう。以下同じ。）の認定方針作成者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第5条第1項に基づき、農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針を作成した生産出荷団体等をいう。）及び地域農業再生協議会（米生産推進要領第1の2の地域農業再生協議会をいう。以下同じ。）の代表者への提出と水稻共済細目書の組合等への提出が原則として、同時に行えるようにするものとする。

さらに、主食用米及び米生産推進要領第3に掲げる米穀等の生産状況等に係る確認のため、組合員等の水稻の引受面積の数量を地域農業再生協議会へ提供することについては、あらかじめ組合員等の同意を得て提供するものとし、同意が得られない場合は提供しないものとする。

- 2 組合等は、1の規定により提出された共済細目書異動申告票に基づき、共済細目書（様式第1号その2、同その4、同その6又は同その8）にその組合員等の引受けの対象となった全耕地について、必要事項を記入し、整理しておかなければならない。
- 3 組合等は、当該組合等との間に農作物共済の共済関係の存しない組合員等であって、当該組合等に対し農作物共済の共済関係成立の申出をしようとする者に、共済責任期間の始期の20日前までに農作物共済関係成立申出書（様式第2号）を提出させるものとする。
- 4 麦（小麦、二条大麦、六条大麦及び裸麦に限る。）については、組合等は、交付金の交付申請（予定するものを含む。）の有無を確認するため、組合員等から、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無等に関する申告書（様式第1号その5又はその7の裏面（様式例））を提出させるものとする。なお、その組合員等について交付農業者として引受けを行ったが、最終的に交付金が交付されなかったことを確認した場合（共済事故によって生じた損害その他の組合員等の責めに帰することができない事由により当該交付金の交付を受けることができない

かった場合を除く。)には、組合等は当該組合員等を交付農業者以外の者として引受内容(単位当たり共済金額等)を変更し、共済掛金の一部返還を行うとともに、共済金が支払われているときは共済金の一部の返還を求める旨を組合員等に周知するものとする。

また、交付農業者のうち実施要綱Ⅳの第1の1の(2)の①の営農継続支払(以下「面積払(営農継続支払)」という。)の交付を受けた者(交付農業者以外の者に適用する単位当たり共済金額と同額の金額を適用しているものは除く。)については、実施要綱Ⅳの第1の1の(2)の①の数量払(以下「数量払」という。)が面積払(営農継続支払)の交付金額を超えないため交付されない損害部分に対しては、数量払の減少はないものとして共済金を算定する旨を組合員等に周知するものとする。

第2 共済関係の除外指定及び共済関係の停止

- 1 組合等は、組合員等に次に掲げる事由が存する耕地があるときは、当該耕地ごとに、共済細目書異動申告票の備考欄にその事由を記載して提出させるものとする。
 - (1) 当該農作物が共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。例えば、(ア)既往の災害により海水又は鉍毒が浸入し十分復旧していない耕地、(イ)堤防、かんがい排水施設等が破壊され、復旧の見込みがたっていない場合の耕地、(ウ)河川及びダムの敷地にある耕地等。
 - (2) 基準収穫量の適正な決定が困難であること。例えば、(ア)通常の種類、品種、栽培方法等と著しく異なって農作物が栽培される耕地、(イ)開拓地、干拓地等であって作付年数が少ない等によりの確な資料がないもの等。
 - (3) 当該農作物の耕作が穀実の収穫を目的としないこと。例えば、青刈り麦、ホールクroppサイレージ用稲、青刈り稲等。
 - (4) 当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること。例えば、野菜、たばこ等の栽培のために麦が風除け用として栽培される耕地等。
- 2 組合等は、組合員等が提出した共済細目書に記載された申告内容の検討又は現地調査の結果、共済関係の除外指定の必要を認めたものについては、当該耕地のリストを作成し、除外年限を定めて、当該事由の認定を都道府県知事に申し出るものとする。この場合において、組合等は、必要があると認めたときは、あらかじめ損害評価会の意見を聞くものとする。
- 3 組合等は、2により都道府県知事の認定を受けたときは、当該認定に係る耕地につき共済関係の除外指定を行うとともに、その旨を関係組合員等に通知するものとする。
- 4 組合員等のうち当該農作物の耕作の規模が施行令第1条の5の規定により都道府県知事が定めた基準に達しない者が、共済責任期間の開始する2週間前までに農作物共済関係停止申出書(様式第3号)を提出して、その共済関係の停止を申し出たときは、組合等は、当該申出書の内容を審査し、適正と認めた場合には、当該農作物について引受けは行わないものとする。

第3 水稻に係る新規開田地等の引受除外

1 引受除外

開拓、干拓、転用等により、昭和47年4月1日以後にその造成が完了した耕地及びその日現在耕地であって、昭和44年4月1日から3年間に於いて水稻の耕作が行われたことのない耕地（以下「新規開田地等」という。）において耕作される水稻については、引受けを行わないものとする。

ただし、次に掲げる事由が存する耕地であって、都道府県知事が指定したものについては、この限りでない。

なお、この指定を受けた新規開田地等であっても、第2の1に掲げる耕地に該当するものである場合には、引受けは行わないものとし、第2に従って共済関係の除外指定に必要な手続きをとるものとする。

- (1) 水稻の耕作の目的に供するため国の助成を受けて昭和44年4月1日以降に造成された新規開田地等において水稻の耕作を行うこととなったこと。

例えば、八郎潟干拓地及び田沢疎水に係る新規開田地等において水稻の耕作を行うこととなったこと。

- (2) 昭和47年4月1日現在耕地であって、昭和44年4月1日から3年間に於いて国の行う米の生産調整対策の対象となったことにより水稻の耕作が行われなかったため、新規開田地等に該当することとなった耕地において水稻の耕作を行うこととなったこと。

- (3) 水稻の耕作を行う耕地（新規開田地等を除く。）が土地収用法第3条に掲げる事業の用に供されることとなった場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稻の耕作を行うこととなったこと。

例えば、水稻の耕作を行う耕地が国又は地方公共団体等が設置する公園、緑地、広場、用排水路、ダム、道路、自動車道、飛行場、鉄道等の公共施設の用に供された場合の代替地において水稻の耕作を行うこととなったこと。

- (4) 水稻の耕作を行う耕地（新規開田地等を除く。）が耕土の流出、土砂の流入、埋没等の災害により被害を受けたこと、その他やむを得ない事由によりその耕地を水稻の耕作の目的に供さないこととなった場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稻の耕作を行うこととなったこと。

- (5) その他前各号に掲げる事由に準ずると認められること。

例えば、（ア）自然災害等の被害その他やむをえない事由により昭和47年4月1日前3年間に於いて水稻の耕作ができなかったために新規開田地等に該当することとなった耕地において水稻の耕作を行うこととなったこと。（イ）過疎地域対策緊急措置法の適用等により挙家転居したため既耕地に代えて新規開田地等で水稻の耕作を行うこととなったこと。（ウ）新規開

田地等の例外引受けの指定を受けた新規開田地等が土地収用法第3条に掲げる事業の用に供された場合のその代替地において水稻の耕作を行うこととなったこと。

2 新規開田地等の例外引受指定の手続き

- (1) 組合等は、新規開田地等を水稻の耕作の目的に供することにつき1に掲げる事由が存するものとして都道府県知事の指定を受けようとする者があるときは、その者に対して「新規開田地等の例外引受指定申出書」（様式第4号その1）を配布し、水稻の共済責任期間の始期の1か月前までに提出させるものとする。
- (2) 組合等は、組合員等から「新規開田地等の例外引受指定申出書」の提出があったときは、その申出事由につき調査し、事実認定を行った上、これを取りまとめ様式第4号その2により水稻の共済責任期間の始期の20日前までに都道府県知事に提出するものとする。

第4 引受けの方法

1 共済細目書用紙の配布及び記載事項の指導

- (1) 組合等は、組合等との間に農作物共済の共済関係が既に成立している者及び本年の作付けの予定の状況からみて当然に当該共済関係が成立するであろうと見込まれる者に対して共済細目書の用紙をその提出期日の2週間前までに配布するものとする。また、あらたに農作物共済の共済関係の成立の申出が見込まれる者に対しては、共済細目書の用紙とともに、農作物共済関係成立申出書（様式第2号）の用紙を共済責任期間の始期の1か月前までに配布するものとする。
- (2) 組合等は、損害評価員、共済連絡員等の協力を得て共済細目書の記載事項についての指導を行うものとする。

2 共済細目書の検討

- (1) 組合等は、共済細目書が提出されたときは、市町村等関係機関の協力を得て、次によりその内容の検討を行う。
 - ア 耕地の地名地番の誤記、作付耕地の申告もれ、架空申告の有無等を過去の引受実績、水稻生産実施計画書等により検討する。
 - イ 新規開田地等（例外引受指定を受けたものを除く。）に該当する耕地が含まれていないかどうかを不動産登記簿、過去の共済細目書、水稻生産実施計画書、土地台帳等により検討する。
 - ウ うね落とし栽培、間作、混作等の行われている耕地については、その事実の正確な記載があるかどうかを検討するとともに、その実利用面積の把握については、その地方における通常の栽培方法によるものと比較検討する。
 - エ 申告された単位当たり収穫量については、「地力等級」、耕種条件及び肥培管理等によりその適否を検討する。

オ 申告面積及び受委託があった場合にはその面積を前年産引受面積等と比較検討する。

カ 共済関係の除外指定又は新規開田地等の例外引受指定の申出のあった耕地については、第2又は第3によりその内容を検討する。

キ 共済規程等の定めるところにより全相殺方式、品質方式及び災害収入共済方式を申し出た組合員等が、規則第47条の9に規定されている者であるかそれ以外の者であるかの判断を、当該地域の農業協同組合等の協力を得て行い、共済細目書の様式が適合していない者については、再提出させるものとする。

(2) 組合等は、(1)による検討の結果、申告面積及び受委託があった場合にはその面積が前年度引受面積等にくらべ著しく増減があった場合その他不備があるとおもわれる場合には、損害評価会の委員、損害評価員、共済連絡員等の協力を得て、現地調査又は聞き取り調査等の方法により、耕作の実態を正確に把握し不備があるものについては、その共済細目書を提出した者に対し、事実を明示して共済細目書の訂正を行わせるものとする。

(3) 組合等との間に農作物共済の共済関係が既に成立している者及び本年の作付け予定の状況からみて当然に成立するであろうと見込まれる者が共済細目書の提出をしないときは、組合等は、(2)に準じて現地調査を行い、当該共済目的に係る耕作の実態を正確に把握したのち、共済細目書を作成してその者の承諾を求めるものとする。

3 組合員等ごとの引受けの確定

(1) 組合等は、2の検討結果による共済細目書に基づいて組合員等ごとの引受けの確定をするものとする。

(2) 2の(2)により共済細目書の訂正を求められた者がその訂正に応ぜず、又は2の(3)により共済細目書の内容について承諾を求められた者がその承諾をしないときは、組合等は、2の(2)又は(3)の調査結果に基づいてその者の引受けの確定をしなければならない。この場合において、組合等は、あらかじめ損害評価会の意見を聞くものとする。

4 組合員等ごとの引受けの再確定

(1) 組合等は、既に提出された共済細目書に記載された事項が事実と相違するとき又は誤りがあったときは、組合員等に対して遅滞なくその旨を通知させ、又は組合等において自ら訂正しなければならない。

(2) 組合等は、(1)による通知があったときは、そのことについて2に準じて検討し必要があると認めたときは共済細目書を訂正しなければならない。

(3) 組合等は、(1)により訂正を行ったときは、その旨を関係組合員等に通知しなければならない。

(4) 組合等は、(1)又は(2)により訂正された共済細目書に基づいて、組合員等ごとの引受けの再確定をするものとする。

(5) 組合等は、麦について、経営所得安定対策の実施に伴う農業災害補償制度の運営について（平成23年10月21日付け23経営第2015号農林水産省経営局長通知）の記の1の(2)により、交付金の交付の有無の確認等を行い、交付農業者以外の者として引受変更を行う際の単位当たり共済金額は、次のア又はイのとおりとする。

なお、災害収入共済方式については、品質指数にあつては第3章第2節第1の2の(2)により変更し、キログラム当たり生産金額にあつては、同章第1節第4の2の実施要綱第Ⅳの第1の1の(2)の②のウの(ア)及び(イ)の交付単価に相当する金額を除いたものに変更する。

ア 組合等が共済規程等で、規則第27条の8第3項の規定により単位当たり共済金額につき組合員等が選択すること（以下「個人選択」という。）を認めていない場合

組合等が、同条第1項又は第2項の規定に基づき共済規程等で定めている交付農業者以外の者に適用される単位当たり共済金額（以下「組合等選択金額」という。）とする。

イ 組合等が共済規程等で、個人選択を認めている場合

組合等が共済規程等で定めている交付農業者以外の者が選択できる単位当たり共済金額（組合等選択金額を含む。以下「交付農業者以外の共済金額」という。）のうち、当該共済規程等で定めている交付農業者が選択できる単位当たり共済金額（規則第27条の8第1項又は第2項の規定に基づき共済規程等で定めている交付農業者に適用される単位当たり共済金額を含む。）のうちから選択されている金額（以下「交付農業者選択金額」という。）の直近下位の金額（交付農業者以外の共済金額のうちに交付農業者選択金額と同額がある場合には当該金額、下位の金額がない場合には直近上位の金額）とする。

5 共済事故等による種別の選択結果の変更

共済責任期間開始後における共済事故等による種別の選択結果の変更は、選択制の趣旨及び事業運営の面から好ましくないもので、認めないものとする。

第5 引受通知書の作成及び提出

1 組合等は、第4の3により組合員等ごとの引受けの確定をしたときは農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の定める期日（特定組合（法第53条の2第4項の特定組合をいう。以下同じ。）にあつては第2節第3の1に定める期日）までに、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに引受通知書（様式第5号）を作成して、連合会に提出（特定組合にあつては農林水産大臣に提出するとともにその写しを都道府県知事に送付。以下この節において同じ。）しなければならない。

2 引受通知書作成上留意すべき事項

(1) 品質方式及び災害収入共済方式による農作物共済以外の農作物共済にあつては、引受通知書と組合等単位当たり共済金額選択報告書（農作物共済単位当たり共済金額選択要領第4によるものをいう。）の単位当たり共済金額等は完全に一致していること。

(2) 基準共済掛金率、共済掛金国庫負担割合等の率及び割合については、誤りなく記載すること。

(3) 第2章第1節第1の1の(4)による基準単収の算術平均値は、都道府県知事から通知される当該組合等のその年の単位当たり収穫量の許容範囲に必ずあること。

(4) 引受面積又は引受戸数が著しく変動した組合等にあつては、その理由を記載すること。

3 引受通知書の変更

組合等は、既に提出した引受通知書の記載事項に変更を生じたときは、1により提出した期日の1か月以内に1の様式により、改めて引受通知書を作成し、変更理由を明記した書面を添付して、連合会に提出しなければならない。

ただし、第4の4の(5)による引受変更を行う場合には、当該引受通知書等を収穫年の翌年の7月15日(特定組合にあつては第2節第3の2のただし書に定める期日)までに連合会に提出しなければならない。

第2節 連合会の引受け

第1 組合等ごとの引受けの確定

- 1 連合会は、第1節第5の1による組合等からの引受通知書の提出期日をあらかじめ定め、組合等に対してこの期日までに引受通知書を提出させるものとする。
- 2 連合会は、組合等から提出された引受通知書に基づいて、その内容を審査検討の上、組合等の引受けの確定をするものとする。この場合において、引受戸数、引受面積及び受委託があつた場合にはその面積が前年産引受実績等にくらべ著しい増減があつてその理由が明確でないものその他その内容に疑義があるものについては、組合等に照会し、場合によっては実態調査を行わせることにより、不備のあるものについては訂正を行わせるものとする。
- 3 連合会は、2による引受けの確定をするに当たって、現地において実態を調査する必要を認めたときは、都道府県知事に連絡の上、場合によっては協力を要請して、当該組合等の引受事務の処理状況を調査し、適正引受けにつき指導督励するものとする。

第2 組合等ごとの引受けの再確定

連合会は、第1により組合等ごとの引受けの確定をした後において、組合等から、第1節第5の3により変更された引受通知書が提出された場合には、第1に準じて組合等ごとの引受けの再確定をするものとする。

第3 再保険引受通知書の作成及び提出

- 1 連合会は、組合等ごとの引受けの確定をしたときは、様式第6号により共済目的の種類ごと及

び共済事故等による種別ごとに再保険引受通知書を作成し、組合等の引受通知書の写しを添付して、次の期日までに、農林水産大臣に提出しなければならない。

水稻	{	1 回作	8 月 末日
		2 回作	9 月 1 5 日

陸稲	8 月 末日
----	--------

麦	2 月 末日
---	--------

(春まき麦の引受けのある場合は 7 月 1 5 日)

- 2 連合会は、既に提出した再保険引受通知書の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく 1 の様式により、改めて再保険引受通知書を作成し、その変更に係る組合等の引受通知書の写し、変更に係る組合等ごとにその理由を明記した書面を添付して次の期日までに提出しなければならない。

ただし、第 1 節第 4 の 4 の (5) による引受変更を行う場合には、当該再保険引受通知書等を収穫年の翌年の 7 月末日までに提出しなければならない。

水稻	{	1 回作	9 月 末日
		2 回作	1 0 月 1 5 日

陸稲	9 月 末日
----	--------

麦	3 月 末日
---	--------

(春まき麦の引受けのある場合は 8 月 1 5 日)

- 3 連合会は、1 及び 2 により再保険引受通知書を農林水産大臣に提出するときは、同時にその写しを都道府県知事に送付することとする。

第 3 節 都道府県知事が行う新規開田地等の例外引受けの指定

都道府県知事は、第 1 節第 3 の 2 の (2) に基づき提出された新規開田地等につき指定をし、又は指定をしなかったときは、その旨を水稻に係る共済責任期間の始期までにその提出した組合等を経由してその組合員等に通知する。

書 類 様 式 目 録

	書 類 名	様式番号	提 出 先	提 出 期 限
組 合 員 等	共済細目書異動申告票	第1号その1	組 合 等	組合等の共済規程等に定めた共済細目書提出の期日
	耕地見取り略図	同附属書	〃	〃
	水稻共済細目書異動申告票 (品質方式用)	第1号その3	〃	〃
	麦共済細目書異動申告票	第1号その5	〃	〃
	経営所得安定対策の畑作物の直接支払 交付金の交付申請の有無等に関する申 告書	第1号その5 又はその7の 裏面	〃	〃
	麦共済細目書異動申告票 (災害収入共済方式用)	第1号その7	〃	〃
	農作物共済関係成立申出書	第2号	〃	共済責任期間の始期前20日
	農作物共済関係停止申出書	第3号	〃	共済責任期間の始期前2週間
	新規開田地等の例外引受指定申出書	第4号その1	都 道 府 県 (組合等経由)	共済責任期間の始期前1か月
組 合 等	共済細目書	第1号その2	都 道 府 県 連合会、都道府県(連合会経由)、 農林水産省 (連合会経由)	共済責任期間の始期前20日 連合会の定めた期日
	水稻共済細目書 (品質方式用)	第1号その4		
	基準生産金額等算定基礎表	同附属書		
	麦共済細目書	第1号その6		
	麦共済細目書 (災害収入共済方式用)	第1号その8		
連 合 会	基準生産金額等算定基礎表	同附属書	都道府県、農林水産省	水稻1回作及び陸稲→8月 末日 水稻2回作 →9月15日 麦 →2月 末日 (春まき麦の引受けがある場合は7月15日) (引受変更は上記期日の1か月後、ただし秋まき 麦と春まき麦が混在している場合は8月15日)
	新規開田地等の例外引受指定申出書	第4号その2		
	引受通知書	第5号		
連 合 会	再保険引受通知書	第6号その1	都道府県、農林水産省	水稻1回作及び陸稲→8月 末日 水稻2回作 →9月15日 麦 →2月 末日 (春まき麦の引受けがある場合は7月15日) (引受変更は上記期日の1か月後、ただし秋まき 麦と春まき麦が混在している場合は8月15日)
	再保険引受通知書 (品質方式又は災害収入共済方式用)	第6号その2	都道府県、農林水産省	

注意： 特定組合にあっては、表中「組合等」の「提出先」欄の「連合会」及び「(連合会経由)」を削除し「提出期限」欄の「連合会の定めた期日」を「農林水産省の定めた期日」とする。

様式第 1 号その 1

共 済 細 目 書 異 動 申 告 票

作 成 日 平成 年 月 日
提出期限 平成 年 月 日

組合等名 _____
住 所 _____ 共済事故等による種別 _____
組合員等コード _____ 組合員等氏名 _____ 印 電話番号 _____

耕地 番号	地名地番	本地 面積 a	分筆 番号	引受 面積 a	転作等 の面積 a	種 類	区 分	品 種	収量 等級	参酌	田畑 区分	備 考
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

筆数の合計	引受筆数	本地面積の合計 a	引受面積の合計 a	転作等面積の合計 a	基準収穫量 kg	引受収量 kg	危険段階区分	選択共済金額 円
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

- お願い 1 記入されている内容を確認の後、1 枚目のみ捺印・切りはなして組合等へ提出して下さい。
- 2 内容に異動・変更があるときは、該当するところを二重線で消して、その上余白に正しい文字を、また、記入のない欄については該当事項を記入して下さい。
- 3 農作物共済資格団体にあっては、「組合員等名」欄には、農作物共済資格団体の代表者の氏名をあわせて記入し、「住所」欄には、農作物共済資格団体の代表者の住所をあわせて記入して下さい。
- 4 「転作等の面積」欄には、需要に応じた米生産を行うため、水稻以外の作物の作付等がある場合にはその実施面積を、「品種」欄には、引受けの対象となる当該共済目的の品種名及び転作物等名を記入して下さい。
- 5 「備考」欄には、内容に異動があったときにその理由を、例えば作付けをやめたものは転作、水田預託、土地改良通年施行、転用、売却、貸付、不作付け等と、作付けを再開したものは作付再開と、新たに作付けを始めたものは新規作付と書いて下さい。
- 6 異動の理由が売却、貸付にあっては、その相手方の氏名を、また新規の場合でその耕地が借用によるものにあつては地主の氏名を備考欄に併記して下さい。
- 7 上記の異動理由等のほか「備考」欄には、水稻にあつては、い草、たばこ、野菜等の前作その他栽培上の特殊事情（畑地かんがい等）、陸稲にあつては、うね落とし栽培、間作、混作その他栽培上の特殊事情を簡単に記入して下さい。
- 8 「本地面積」は、けい畔など耕作しない面積を除いた面積（いわゆる水はり面積）となっているか確認して下さい。
- 9 「区分」欄には、主食用米の生産数量目標の配分において慣行栽培と別に設定した配分基準単収を適用することとされた耕地で、田植を行わずに直接ほ場には種を行う場合にあっては「直播」と、化学合成資材を使用しない栽培方法を行う場合は「有機」と記入して下さい。
- 10 共済事故等による種別及び単位当たり共済金額については、個人ごとに選択することができます。共済事故等による種別について、変更する場合には、一筆方式 7 割補償、〇〇、〇〇のうちから、選択し 1 つを記入してください。選択共済金額に異動がある場合には、〇月〇日までに組合等へ申し出て下さい。共済事故等による種別及び選択共済金額は共済責任期間の開始後において変更できません。

- (注意) 1 本様式は水稻及び陸稲につき使用するものとする。
- 2 半相殺方式及び全相殺方式にあっては、附属書の耕地見取り略図を必ず添付させること。
- 3 お願いの 10 の〇〇は、共済規程等で定めた共済事故等による種別とする。

耕 地 見 取 り 略 図

地区名		組合員等氏名	

- お願い
- 1 この見取り略図には、共済細目書異動申告票に記載したすべての耕地について、その所在がわかるように同票に記入した耕地番号を付して一筆ごとにもれなく書いて下さい。
 - 2 この見取り略図には、これをたよりに現地に行けるように、方位（４）と、目印となる農道、河川、神社、家屋などを書き加えて下さい。
 - 3 農作物共済資格団体にあっては、「組合員等氏名」欄に農作物共済資格団体の代表者の氏名をあわせて記入して下さい。

平成 年産 共済細目書 作成日 平成 年 月 日

組合等名
大地区名
住 所
組合員等コード
組合員等氏名
共済事故等による種別

市町村名
小地区名
電話番号
個人選択共済金額 円
危険段階区分 引受回

耕地 番号	分筆 番号	地名地番	本地 面積 a	引受 面積 a	転作等 面積 a	収量 等級	基準 単収 kg	基準収穫量 kg	引受単収 kg	引受収量 kg	品種名等
			.	.	.						
			.	.	.						
			.	.	.						
			.	.	.						
			.	.	.						
			.	.	.						
			.	.	.						
			.	.	.						
			.	.	.						
			.	.	.						
			.	.	.						
			.	.	.						
			.	.	.						
			.	.	.						
			.	.	.						

筆数の合計	引受筆数	本地面積 a	引受面積 a	転作等面積 a	基準収穫量 kg	引受収量 kg
		.	.	.		

- (注意) 1 本様式は水稻及び陸稻につき使用するものとする。
- 2 一筆方式の 7 割（6 割又は 5 割）補償にあっては「引受単収」欄には基準単収に 0.7（0.6 又は 0.5）を乗じた収量を記入し、「引受収量」欄には引受面積に基準単収を乗じ、更に 0.7（0.6 又は 0.5）を乗じた収量を記入すること。
- 3 半相殺方式の 8 割（7 割又は 6 割）補償にあっては、「合計」の基準単収に 0.8（0.7 又は 0.6）を乗じた収量を「引受収量」欄に記入すること。
- 4 全相殺方式の 9 割（8 割又は 7 割）補償にあっては、「合計」の基準単収に 0.9（0.8 又は 0.7）を乗じた収量を「引受収量」欄に記入すること。
- 5 「個人選択共済金額」欄には、共済規程等の定めに基づき、所定の期限までに申し出た者がある場合にその金額を記入すること。
- 6 共済事故等による種別又は個人選択共済金額は、共済責任期間の開始後において変更はできません。

様式第 1 号その 3

水 稻 共 済 細 目 書 異 動 申 告 票 （品質方式用）

作成日 平成 年 月 日
提出期限 平成 年 月 日

組合等名 _____
住 所 _____
組合員等コード _____ 組合員等氏名 _____ 印 _____ 電話番号 _____
共済事故等による種別 _____

耕地番号	地名地番	本地面積 a	分 筆 号	引受面積 a	産地別銘柄 (品種)	出荷先	備 考
		.		.			
		.		.			
		.		.			
		.		.			
		.		.			
		.		.			
		.		.			
		.		.			
		.		.			

引 受 筆 数	本 地 面 積 a	引 受 面 積 a	共済限度額		選択共済金額		危険段階区分
			金額 円	補償割合 %	金額 円	割合 %	

- お願い
- 1 記入されている内容を確認の後、1 枚目のみ捺印・切りはなして組合等へ提出して下さい。
 - 2 内容に異動・変更があるときは、該当するところを二重線で消して、その上余白に正しい文字を、また、記入のない欄については該当事項を記入して下さい。
 - 3 農作物共済資格団体にあっては、「組合員等名」欄には、農作物共済資格団体の代表者の氏名をあわせて記入し、「住所」欄には、農作物共済資格団体の代表者の住所をあわせて記入して下さい。
 - 4 「備考」欄には、内容に異動があったときにその理由を、例えば作付けをやめたものは転作、水田預託、土地改良通年施行、転用、売却、貸付、不作付け等と、作付けを再開したものは作付再開と、新たに作付けを始めたものは新規作付と書いて下さい。
 - 5 異動の理由が売却、貸付にあっては、その相手方の氏名を、また新規の場合でその耕地が借用によるものにあつては地主の氏名を備考欄に併記して下さい。
 - 6 「本地面積」は、水田にあっては、けい畔など耕作しない面積を除いた面積となっているか確認して下さい。
 - 7 「出荷先」欄には、販売等の委託先を記入して下さい。また、自家採種など自家保有分の予定等がある場合はその旨も併せて記入して下さい。
 - 8 「選択共済金額」欄には基準生産金額の 9 0（8 0 又は 7 0）%から〇〇%の間の金額又は割合を整数で記入して下さい。金額を記入された場合、記入された額は、全損の場合の補てん額となりますが、算出された基準共済金額の 9 0（8 0 又は 7 0）%から〇〇%の間に入らないときは、その範囲に入るよう組合等で修正いたします。割合を記入された場合、選択共済金額は、基準生産金額に当該割合を乗じた額としますが、1 円未満の端数については切り捨て（最低の〇〇%と記入された場合は切り上げ）ます。
 - 9 共済事故等による種別について変更する場合は、品質方式 9 割、〇〇、〇〇のうちから選択し、1 つを記入して下さい。なお、共済責任期間の開始後において変更はできません。
- (注意)
- 1 耕地見取り略図を必ず添付させること。その様式は、様式第 1 号その 1 の附属書と同一とする。
 - 2 お願いの 8 の〇〇は、共済規程等で定めた最低割合とする。
 - 3 お願いの 9 の〇〇は、共済規程等で定めた共済事故等による種別とする。

組合等名 _____ 市町村名 _____ 共済事故等による種別 _____
大地区名 _____ 小地区名 _____ 危険段階区分 _____
住 所 _____ 電話番号 _____
組合員等コード _____ 組合員等氏名 _____ 選択共済金額 _____ 円

○耕地別一覧

耕地 番号	分筆 番号	地 名 地 番	産 地 別 銘 柄 等		引 受 面 積	平均単収	調整後単収
			コード		a	kg	kg
					.	.	.
					.	.	.
					.	.	.
					.	.	.
					.	.	.
					.	.	.

○産地別銘柄区分別用途別集計

産 地 別 銘 柄 等		引受面積 (A)	単位当たり基準 生産金額(B)	(A) × (B)	基準単収 (C)	(A) × (C)
コード						
		a	円		kg	
		.			.	
		.			.	
		.			.	
		.			.	
		.			.	

○合計

引受筆数 筆	引受面積 a	基 準 生 産 金 額 (D) = Σ ((A) × (B)) 円	補償割合 (E) %	共 済 限 度 額 (D) × (E) 円	選択共済金額		基準収穫量 Σ ((A) × (C)) kg
					金額 円	割合 %	
	.						

- (注意) 1 「産地別銘柄等」欄は、種子用、主食用、加工用、飼料用等の別ごとに記入する。
2 同一産地別銘柄等において主食用米と加工用米等が混在し、耕地面積が特定できない場合は、それぞれの出荷予定数量により引受面積を按分し計算を行うこと。
3 「単位当たり基準生産金額」及び「基準単収」の欄は附属書の h 及び i の数量をそれぞれ記入すること。
4 共済事故等による種別について変更する場合は、品質方式 9 割、〇〇、〇〇のうちから選択し、1 つを記入して下さい。なお、共済責任期間の開始後において変更はできません。

様式第 1 号その 4 の附属書（様式例）

基 準 生 産 金 額 等 算 定 基 礎 表

組合員等コード _____ 組合員等氏名 _____

産地別銘柄		〇〇年産		〇〇年産		〇〇年産		〇〇年産		〇〇年産		左の平均		単 収	決定単収 A	規格等	決定 規格	A × B	品質	A × B	備考
コード	規 格 等 (価格の差による別)	単収 kg	価 格 円	単収 kg	価 格 円	単収 kg	価 格 円	単収 kg	価 格 円	単収 kg	価 格 円	単収 kg	価 格 円	規 格 等 別割合	及 び 規 格 等 別割合 B	別価格 円	等別価格 C 円	× C	指 数 D	× D	
		.	/	.	/	.	/	.	/	.	/	.	/	g .	A .	/	/	/	/	/	
	1 等	.		.		.		.		.		a .		a/f .	B .			.	.	.	
	2 等	.		.		.		.		.		b .		b/f .	B .			.	.	.	
	規格外	.		.		.		.		.		c .		c/f .	B .			.	.	.	
	種子用	.		.		.		.		.		d .		d/f .	B .			.	.	.	
	加工用	.		.		.		.		.		e .		e/f .	B .			.	.	.	
	合 計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	f .	/	1	1	/	/	h 円	/	i kg	
		.	/	.	/	.	/	.	/	.	/	.	/	g .	A .	/	/	/	/	/	
	1 等	.		.		.		.		.		a .		a/f .	B .			.	.	.	
	2 等	.		.		.		.		.		b .		b/f .	B .			.	.	.	
	規格外 A	.		.		.		.		.		c .		c/f .	B .			.	.	.	
	規格外 B	.		.		.		.		.		d .		d/f .	B .			.	.	.	
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	f .	/	1	1	/	/	h 円	/	i kg	

- (注意) 1 「規格等」の各欄は、価格の差による別に応じて記入すること。記入数量は、収量に替えて規格等別の割合としても可とする。
- 2 各数量の単位は、単収については小数点以下第 3 位、規格等別割合及び品質指数については小数点以下第 4 位をそれぞれ四捨五入し、それぞれ小数点以下第 2 位及び第 3 位とし、h は切り捨てにより整数とすること。規格等の価格は必要に応じて、円以下の端数も可とする。
- 3 規格等別割合は産地別銘柄ごとの計が 1 となるよう一定の方法により調整すること。
- 4 第 3 章第 1 節第 6 の場合及び同第 3 の後段、第 2 節第 1 の後段により単位当たり基準生産金額及び基準収穫量を勘案して定めた場合はその旨を備考欄に記入すること。
- 5 各年産の価格欄は、過去の平均価格を使用する必要がある規格等のみ記入すること。

様式第 1 号その 5

麦 共 済 細 目 書 異 動 申 告 票

作成日 平成 年 月 日
提出期限 平成 年 月 日

組合等名 _____
住 所 _____ 共済事故等による種別 _____
組合員等コード _____ 組合員等氏名 _____ 印 電話番号 _____

耕地 番号	地名地番	本地 面積 a	分筆 番号	引受 面積 a	類 区 分	品 種	収 量 等 級	参 酌	田畑 区分	備 考

類区分	危険段階区分	選択共済金額 円	引 受 筆 数	本 地 面 積 a	引 受 面 積 a	基 準 収 穫 量 kg	引 受 収 量 kg
合 計							

- お願い
- 記入されている内容を確認の後、1 枚目のみ捺印・切りはなして組合等へ提出して下さい。
 - 内容に異動・変更があるときは、該当するところを二重線で消して、その上余白に正しい文字を、また、記入のない欄については該当事項を記入して下さい。
 - 農作物共済資格団体にあつては、「組合員等名」欄には、農作物共済資格団体の代表者の氏名をあわせて記入し、「住所」欄には、農作物共済資格団体の代表者の住所をあわせて記入して下さい。
 - 「備考」欄には、うね落し栽培、間作、混作、その他栽培上の特殊事情を簡単に記入して下さい。
 - 異動の理由が売却、貸付にあつては、その相手方の氏名を、また新規の場合でその耕地が借用によるものにあつては地主の氏名を備考欄に併記して下さい。
 - 「本地面積」は、水田にあつては、けい畔など耕作しない面積を除いた面積となっているか確認して下さい。
 - 共済事故等による種別及び単位当たり共済金額については、個人ごとに選択することができます。共済事故等による種別について、変更する場合には、一筆方式 7 割補償、〇〇、〇〇のうちから、選択し 1 つを記入してください。選択共済金額に異動がある場合には、〇月〇日までに組合等へ申し出て下さい。共済事故等による種別及び単位当たり共済金額は共済責任期間の開始後において変更はできません。
- (注意)
- 半相殺方式及び全相殺方式にあつては、耕地見取り略図を必ず添付させること。その様式は、様式第 1 号その 1 の附属書と同一とする。
 - お願いの 7 の〇〇は、共済規程等で定めた共済事故等による種別とする。

経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無等に関する申告書

住所、電話番号等の個人情報に基づいて、交付金の交付状況について〇〇県に駐在する地方参事官に問い合わせますので、御了承ください。（本申告書を提出された場合、本個人情報の取扱いについては、合意いただいたものとして取り扱います。）

平成 年産 麦 共済細目書

作成日 平成 年 月 日

組合等名

大地区名

住 所

組合員等コード

組合員等氏名

共済事故等による種別

市町村名

小地区名

電話番号

引受回

類 区 分		危険段階区分		個人選択共済金額	円
-------	--	--------	--	----------	---

耕地 番号	分筆 番号	地名地番	本地 面積 a	引受 面積 a	収量 等級 a	基準 単収 kg	基準収穫量 kg	引受単収 kg	引受収量 kg	品種名等

引受筆数	本地面積 a	引受面積 a	基準収穫量 kg	引受収量 kg

類 区 分		危険段階区分		個人選択共済金額	円
-------	--	--------	--	----------	---

耕地 番号	分筆 番号	地名地番	本地 面積 a	引受 面積 a	収量 等級 a	基準 単収 kg	基準収穫量 kg	引受単収 kg	引受収量 kg	品種名等

引受筆数	本地面積 a	引受面積 a	基準収穫量 kg	引受収量 kg

類 区 分 の 合 計	引受筆数	本地面積 a	引受面積 a	基準収穫量 kg	引受収量 kg

- (注意)
- 1 一筆方式の 7 割（6 割又は 5 割）補償にあっては「引受単収」欄には基準単収に 0.7（0.6 又は 0.5）を乗じた収量を記入し、「引受収量」欄には引受面積に基準単収を乗じ、更に 0.7（0.6 又は 0.5）を乗じた収量を記入すること。
- 2 半相殺方式の 8 割（7 割又は 6 割）補償にあっては、「合計」の基準単収に 0.8（0.7 又は 0.6）を乗じた収量を「引受収量」欄に記入すること。
- 3 全相殺方式の 9 割（8 割又は 7 割）補償にあっては、「合計」の基準単収に 0.9（0.8 又は 0.7）を乗じた収量を「引受収量」欄に記入すること。
- 4 「個人選択共済金額」欄には、共済規程等の定めに基づき、所定の期限までに申し出た者がある場合にその金額を記入すること。
- 5 共済事故等による種別又は個人選択共済金額は、共済責任期間の開始後において変更はできません。

様式第 1 号その 7

麦 共 済 細 目 書 異 動 申 告 票 （災害収入共済方式用）

作成日 平成 年 月 日
提出期限 平成 年 月 日

組合等名 _____
住 所 _____
組合員等コード _____ 組合員等氏名 _____ 印 _____ 電話番号 _____
共済事故等による種別 _____

耕地番号	地名地番	本地面積 a	分 筆 号	引受面積 a	産地別銘柄 (品種)	出荷先	備 考
		.		.			
		.		.			
		.		.			
		.		.			
		.		.			
		.		.			
		.		.			

類区分	引 受 筆 数	本 地 面 積 a	引 受 面 積 a	共済限度額		選択共済金額		危険段階区分
				金額 円	補償割合 %	金額 円	割合 %	
		.	.					
		.	.					
		.	.					
		.	.					
合 計		.	.					

- お願い
- 1 記入されている内容を確認の後、1 枚目のみ捺印・切りはなして組合等へ提出して下さい。
 - 2 内容に異動・変更があるときは、該当するところを二重線で消して、その上余白に正しい文字を、また、記入のない欄については該当事項を記入して下さい。
 - 3 農作物共済資格団体にあつては、「組合員等名」欄には、農作物共済資格団体の代表者の氏名をあわせて記入し、「住所」欄には、農作物共済資格団体の代表者の住所をあわせて記入して下さい。
 - 4 「備考」欄には、田畑の別、うね落し栽培、間作、混作、その他栽培上の特殊事情（は種の時期がその地域の通常のは種期と異なる等）を簡単に記入して下さい。
 - 5 異動の理由が売却、貸付にあつては、その相手方の氏名を、また新規の場合でその耕地が借用によるものにあつては地主の氏名を備考欄に併記して下さい。
 - 6 「本地面積」は、水田にあつては、けい畔など耕作しない面積を除いた面積となっているか確認して下さい。
 - 7 「出荷先」欄には、販売等の委託先を記入して下さい。ビール用又は飼料用として契約栽培する場合はその旨も記入して下さい。また、自家採種など自家保有分の予定がある場合はその旨も併せて記入して下さい。
 - 8 「選択共済金額」欄には基準生産金額の 9 0（8 0 又は 7 0）% から〇〇% の間の金額又は割合を整数で記入して下さい。金額を記入された場合、記入された額は、全損の場合の補てん額となりますが、算出された基準共済金額の 9 0（8 0 又は 7 0）% から〇〇% の間に入らないときは、その範囲に入るよう組合等で修正いたします。割合を記入された場合、選択共済金額は、基準生産金額に当該割合を乗じた額としますが、1 円未満の端数については切り捨て（最低の〇〇% と記入された場合は切り上げ）ます。
 - 9 共済事故等による種別について変更する場合は、災害収入共済方式 9 割、〇〇、〇〇のうちから選択し、1 つを記入して下さい。なお、共済責任期間の開始後において変更はできません。
- （注意）
- 1 耕地見取り略図を必ず添付させること。その様式は、様式第 1 号その 1 の附属書と同一とする。
 - 2 経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無等に関する申告書を必ず作成させること。その様式は、様式第 1 号その 5 又はその 7 の裏面（様式例）と同一とする。
 - 3 お願いの 8 の〇〇は、共済規程等で定めた最低割合とする。
 - 4 お願いの 9 の〇〇は、共済規程等で定めた共済事故等による種別とする。

組合等名 _____ 市町村名 _____ 引受回 _____ 回 共済事故等による種別 _____
大地区名 _____ 小地区名 _____ 危険段階区分 _____
住 所 _____ 電話番号 _____
組合員等コード _____ 組合員等氏名 _____ 選択共済金額 _____ 円

○耕地別一覧

耕地 番号	分筆 番号	地 名 地 番	産 地 別 銘 柄 等		引 受 面 積 a	平均単収 kg	調整後単収 kg
			コード				
					.	.	.
					.	.	.
					.	.	.
					.	.	.
					.	.	.
					.	.	.

○産地別銘柄区分別用途別集計

産 地 別 銘 柄 等		用途別		引受面積 (A) a	単位当たり基準 生産金額(B) 円	(A) × (B)	基準単収 (C) kg	(A) × (C)
コード		割 合	%					
				.			.	
				.			.	
				.			.	
				.			.	
				.			.	

○合計

類区分	引受筆数	引受面積 a	基 準 生 産 金 額 (D) = Σ ((A) × (B)) 円	補償割合 (E) %	共 済 限 度 額 (D) × (E) 円	選択共済金額		基準収穫量 Σ ((A) × (C)) kg
						金額 円	割合 %	
		.						
		.						
合計		.						

- (注意) 1 「用途別」欄には、加工用、飼料用とそれ以外、種子用として売り渡すものがある場合は種子用とそれ以外などの別を記入し、引受面積を分けること。
2 「割合」欄には、用途別割合（パーセント単位で端数は四捨五入）を記入する。その他の場合で用途別ごとの面積が判明している場合は記入する必要はない。
3 「単位当たり基準生産金額」及び「基準単収」の欄は附属書の h 及び i の数量をそれぞれ記入すること。

様式第 1 号その 8 の附属書（様式例）

基 準 生 産 金 額 等 算 定 基 礎 表

組合員等コード _____ 組合員等氏名 _____

産地別銘柄		〇〇年産		〇〇年産		〇〇年産		〇〇年産		〇〇年産		左の平均		単 収	決定単収 A	規格等	決定 規格	A × B	品質	A × B	備考
コード	規 格 等 (価格の差による別)	単収 kg	価 格 円	単収 kg	価 格 円	単収 kg	価 格 円	単収 kg	価 格 円	単収 kg	価 格 円	単収 kg	価 格 円	規 格 等 別割合	及 び 規 格 等 別割合 B	別価格 円	等別価格 C 円	× C	指 数 D	× D	
		.	/	.	/	.	/	.	/	.	/	.	/	g .	A .	/	/	/	/	/	
	1 等	.		.		.		.		.		a .		a/f .	B .			.	.	.	
	2 等	.		.		.		.		.		b .		b/f .	B .			.	.	.	
	規格外 A	.		.		.		.		.		c .		c/f .	B .			.	.	.	
	規格外 B	.		.		.		.		.		d .		d/f .	B .			.	.	.	
	規格外 C	.		.		.		.		.		e .		e/f .	B .			.	.	.	
	合 計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	f .	/	1	1	/	/	h 円	/	i kg	
		.	/	.	/	.	/	.	/	.	/	.	/	g .	A .	/	/	/	/	/	
	1 等	.		.		.		.		.		a .		a/f .	B .			.	.	.	
	2 等	.		.		.		.		.		b .		b/f .	B .			.	.	.	
	規格外 A	.		.		.		.		.		c .		c/f .	B .			.	.	.	
	規格外 B	.		.		.		.		.		d .		d/f .	B .			.	.	.	
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	f .	/	1	1	/	/	h 円	/	i kg	

- (注意) 1 「規格等」の各欄は、価格の差による別に応じて記入すること。記入数量は、収量に替えて規格等別の割合としても可とする。
- 2 各数量の単位は、単収については小数点以下第 3 位、規格等別割合及び品質指数については小数点以下第 4 位をそれぞれ四捨五入し、それぞれ小数点以下第 2 位及び第 3 位とし、h は切り捨てにより整数とすること。規格等の価格は必要に応じて、円以下の端数も可とする。
- 3 規格等別割合は産地別銘柄ごとの計が 1 となるよう一定の方法により調整すること。
- 4 第 3 章第 1 節第 6 の場合及び同第 3 の後段、第 2 節第 1 の後段により単位当たり基準生産金額及び基準収穫量を勘案して定めた場合はその旨を備考欄に記入すること。

様式第 2 号

農作物共済関係成立申出書

農業共済組合

組合長理事 何 某 殿
市町村長 何 某 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

平成 年産〇〇から農作物共済の共済関係を成立させたいので、下記のとおり明細を添えて
申出致します。

記

(1) 水 稲	a
(2) 陸 稲	a
(3) 麦	a

様式第 3 号

農作物共済関係停止申出書

農業共済組合

組合長理事 何 某 殿
市町村長 何 某 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

平成 年産水稻（陸稲、麦）について共済関係を停止したいので、下記のとおり明細を添えて、
申出致します。

記

停止したい共済目的	
耕 作 面 積	a

様式第4号 その1

新規開田地等の例外引受指定申出書

〔農業共済組合
市 町 村 経由〕

県（都道府）知事 何 某 殿

平成 年 月 日
住 所
氏 名 印

農業災害補償法第150条の2第1項ただし書の規定に基づく指定を受けたく下記のとおり明細及び事由を添えて申出致します。

記

対 象 耕 地			申出事由
地 名	地 番	耕地面積	
		a	

上記に対する組合等の事実認定

上記については、調査の結果事実と相違ないものと認めます。

平成 年 月 日

農業共済組合

組合長理事 何 某 印

市 町 村 長 何 某 印

----- き り と り 線 -----

住所 第 号

氏名 殿 平成 年 月 日

県（都道府）知事 何 某 印

新規開田地等の例外引受指定に関する通知

さきに申出のあった下記耕地は、農業災害補償法第150条の2第1項のただし書の規定に基づき、例外引受対象耕地として指定する。

指定しない。

記

地 名	地 番	耕地面積
		a

様式第4号 その2

新規開田地等の例外引受指定申出書

県（都道府）知事 何 某 殿 平成 年 月 日

農業共済組合

組合長理事 何 某 印

市 町 村 長 何 某 印

このことについて、別添のとおり何某ほか 人から申出があったので提案致します。

様式第 5 号

平成 年産

引受通知書

第 号
平成 年 月 日

農業共済組合連合会

会長理事 殿

農業災害補償法第 127 条第 1 項（第 2 項）の規定により、下記のとおり通知（変更通知）します。

農業共済組合

組合長理事 印

市町村長 印

共済事故等による種別					

引 受 戸 数	戸	戸	戸
引 受 面 積	a	a	a
基準収穫量（又は基準生産金額）	k g (円)	k g (円)	k g (円)
引受収量（又は特定農作物共済限度額）	k g (円)	k g (円)	k g (円)
共 済 金 額	円	円	円
基 準 共 済 掛 金	円	円	円
共 済 掛 金	円	円	円
農作物交付対象負担金額	円	円	円
組合員等負担共済掛金	円	円	円
保 険 金 額	円	円	円
保 険 料 総 額	円	円	円
組 合 等 交 付 金 額	円	円	円
納 入 保 険 料	円	円	円
共済目的別基準単収実行率	%	%	%
秋 播 小 麦	%	%	%
二条大麦	%	%	%
六条大麦	%	%	%
裸 麦	%	%	%
春 播 小 麦	%	%	%
二条大麦	%	%	%

（注意） 1. この通知書を再保険引受通知書に添付して都道府県及び農林水産省へ提出する場合（特定組合にあっては、この通知書を都道府県及び農林水産省へ提出する場合）は、本様式のほか、以下の項目について別途データとして送信又は送付するものとする。

危険段階区分、選択単位区分、危険段階区分ごと及び単位当たり共済金額ごと（品質方式及び災害収入共済方式にあっては、危険段階区分ごと）の各項目（引受戸数、引受面積、基準収穫量（又は基準生産金額）、引受収量（又は特定農作物共済限度額）、共済金額、基準共済掛金、共済掛金、基準共済掛金率及び共済掛金率）、共済掛金国庫負担割合、病虫害割引割合、農作物通常標準被害率、農作物通常責任共済金額、農作物通常責任保険歩合、通常歩合保険金額、農作物異常責任保険金額、農作物異常共済掛金標準率、異常部分保険料、通常共済掛金、通常歩合保険料、引受総筆数、実行基準単収、都道府県知事が定める単位当たり収穫量及び、単位当たり平均共済金額。

ただし、品質方式及び災害収入共済方式にあっては、実行基準単収、都道府県知事が定める単位当たり収穫量及び単位当たり平均共済金額、特定組合にあっては農作物通常責任保険歩合、通常歩合保険金額、農作物異常責任保険金額、農作物異常共済掛金標準率、異常部分保険料、通常共済掛金、通常歩合保険料を除く。

2. なお、事故除外方式にあっては、基準共済掛金、共済掛金、農作物交付対象負担金額、組合員等負担共済掛金及び異常部分保険料は病虫害割引前のデータについても送信するものとする。
3. この引受通知書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとにとりまとめ作成するものとし、共済事故等による種別が2以上の場合には、共済目的の種類ごとの総計についても作成し添付すること。なお、品質方式及び災害収入共済方式がある場合の総計の作成に当たっては、基準収穫量、引受収量及び共済目的別基準単収実行率の欄は品質方式及び災害収入共済方式分を除いたものの集計値等とすること。
4. 「共済事故等による種別」欄は、以下のとおりとする。

上段

一筆方式の場合 …	1	一筆
半相殺方式の場合 …	2	半相殺
全相殺方式の場合 …	3	全相殺
災害収入共済方式の場合 …	4	災害収入
品質方式の場合 …	5	品質
総計の場合 …		総計

（なお、共済事故等による種別が1つのみの場合は、右欄外に「総計」と記入すること。）

中段

事故除外方式以外の場合 …	1	一般
事故除外方式の場合 …	2	事故除外
総計の場合 …		←（空欄）

下段

9割補償の場合 …	90	9割補償
8割補償の場合 …	80	8割補償
7割補償の場合 …	70	7割補償
6割補償の場合 …	60	6割補償
5割補償の場合 …	50	5割補償

5. 「引受戸数」欄は、総計を作成する場合は右側に延べ戸数、左側に（ ）書きで実戸数を記入すること。

6. 「引受面積」欄は、単位はアールとし、1 アール未満の端数がある場合には、四捨五入の方法により端数を整理して記入すること。

7. 単位当たり平均共済金額以外の金額の1 円未満の端数はすべて切り捨て整理すること。

8. 以下の項目は、次により算出するものとする。

組合等交付金額＝農作物交付対象負担金額（法第12条第1項又は第2項の国庫負担のとりまとめ額）－保険料総額

納入保険料＝保険料総額－農作物交付対象負担金額

通常歩合保険金額＝農作物通常責任共済金額×農作物通常責任保険歩合

異常部分保険料＝法第124条第1項第1号の金額

通常共済掛金＝共済掛金（事故除外方式にあつては病虫害割引済み額）－異常部分保険料

通常歩合保険料＝法第124条第1項第2号の金額

実行基準単収＝基準収穫量÷引受面積（1 キログラム未満の端数がある場合には、四捨五入の方法により端数を整理して記入すること。）

単位当たり平均共済金額＝共済金額÷引受面積（円を単位として小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までとすること。）

9. 特定組合にあつては、宛先を農林水産大臣とし通知文を「農業災害補償法第142条において準用する同法第138条第1項（第2項）の規定により、下記のとおり通知（変更通知）します。」とすること。

様式第 6 号

平成 年産

再保険引受通知書

第 号

農林水産大臣

平成 年 月 日

殿

農業災害補償法第 138 条第 1 項（第 2 項）の規定により、下記の通り通知（変更通知）します。

農業共済組合連合会

会長理事

印

共済事故等による種別					

引 受 戸 数	戸	戸	戸
引 受 面 積	a	a	a
基準収穫量又は基準生産金額	kg (円)	kg (円)	kg (円)
引受収量又は特定農作物共済限度額	kg (円)	kg (円)	kg (円)
共 済 金 額	円	円	円
共 済 掛 金	円	円	円
農作物交付対象負担金額	円	円	円
再 保 険 金 額	円	円	円
保 険 金 額	円	円	円
再 保 険 料	円	円	円
連 合 会 手 持 保 険 料	円	円	円
保 険 料 総 額	円	円	円
組 合 等 交 付 金 額	円	円	円
徴 収 保 険 料	円	円	円
連 合 会 交 付 金 額	円	円	円
納 入 再 保 険 料	円	円	円
引 受 組 合 等 数			
共済目的別基準単収実行率	%	%	%
秋 播 小 麦	%	%	%
二条大麦	%	%	%
六条大麦	%	%	%
裸 麦	%	%	%
春 播 小 麦	%	%	%
二条大麦	%	%	%

(注意) 1. 本様式の提出にあたっては、以下の項目について別途データとして送信（又は送付）するものとする。

単位当たり共済金額、単位当たり共済金額別の各項目（引受戸数、引受面積、基準収穫量、引受収量及び共済金額）（品質方式及び災害収入共済方式にあつては引受戸数、引受面積、基準生産金額、特定農作物共済限度額及び共済金額）、組合員等負担共済掛金、農作物通常責任共済金額、通常歩合保険金額、連合会異常責任保険金額、連合会異常標準被害率、連合会異常責任保有保険金額、農作物再保険料率、病虫害割引割合、引受総筆数、実行基準単収、農林水産省指示単収、単位当たり平均共済金額。

ただし、品質方式及び災害収入共済方式にあつては実行基準単収、農林水産省経営局長が定める単位当たり収穫量及び単位当たり平均共済金額を除く。

2. なお、事故除外方式にあつては、共済掛金、農作物交付対象負担金額、組合員等負担共済掛金及び再保険料は病虫害割引前のデータについても送信するものとする。
3. この再保険引受通知書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに集計（種別計）して作成するとともに、共済目的の種類ごとの総計についても集計（総計）して作成する。（組合等の共済事故等による種別が同一で1つのみの場合は、別に総計を作成しなくてもよい。）なお、品質方式及び災害収入共済方式がある場合の総計の作成に当たっては、基準収穫量、引受収量及び共済目的別基準単収実行率の欄は品質方式及び災害収入共済方式分を除いたものの集計値等とすること。
4. 「事故等による種別」欄は様式第5号の（注意）の4と同様とする。
5. 「引受戸数」欄は、総計を作成する場合は右側に延べ戸数、左側に（ ）書きで実戸数を記入すること。
6. 「引受面積」欄は、単位はアールとし、1アール未満の端数がある場合には、四捨五入の方法により端数を整理して記入すること。
7. 「引受組合等数」欄は、総計を作成する場合は、実組合等数を記入すること。
8. 以下の項目は、次により算出するものとする。
連合会手持保険料＝保険料総額－再保険料（又は病虫害割引済み再保険料）
連合会交付金額＝連合会手持保険料－徴収保険料
納入再保険料＝徴収保険料－連合会手持保険料
実行基準単収＝基準収穫量÷引受面積
（1キログラム未満の端数がある場合には、四捨五入の方法により端数を整理して記入すること。）
単位当たり平均共済金額＝共済金額÷引受面積（円を単位として小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までとすること。）
9. 「徴収保険料」欄には引受通知書の納入保険料の額の集計値を記入すること。